

議案第47号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起点
	終点
住之江区	住之江区新北島2丁目10番の10地
第2022-01号線	同 区同 2丁目10番の10地
平野区	平野区加美西2丁目6番の4地先
第2022-01号線	同 区同 2丁目13番の1地

令和4年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

住之江区第2022-01号線ほか1路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

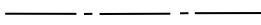
3-5 省 略

参 考 図

凡 例

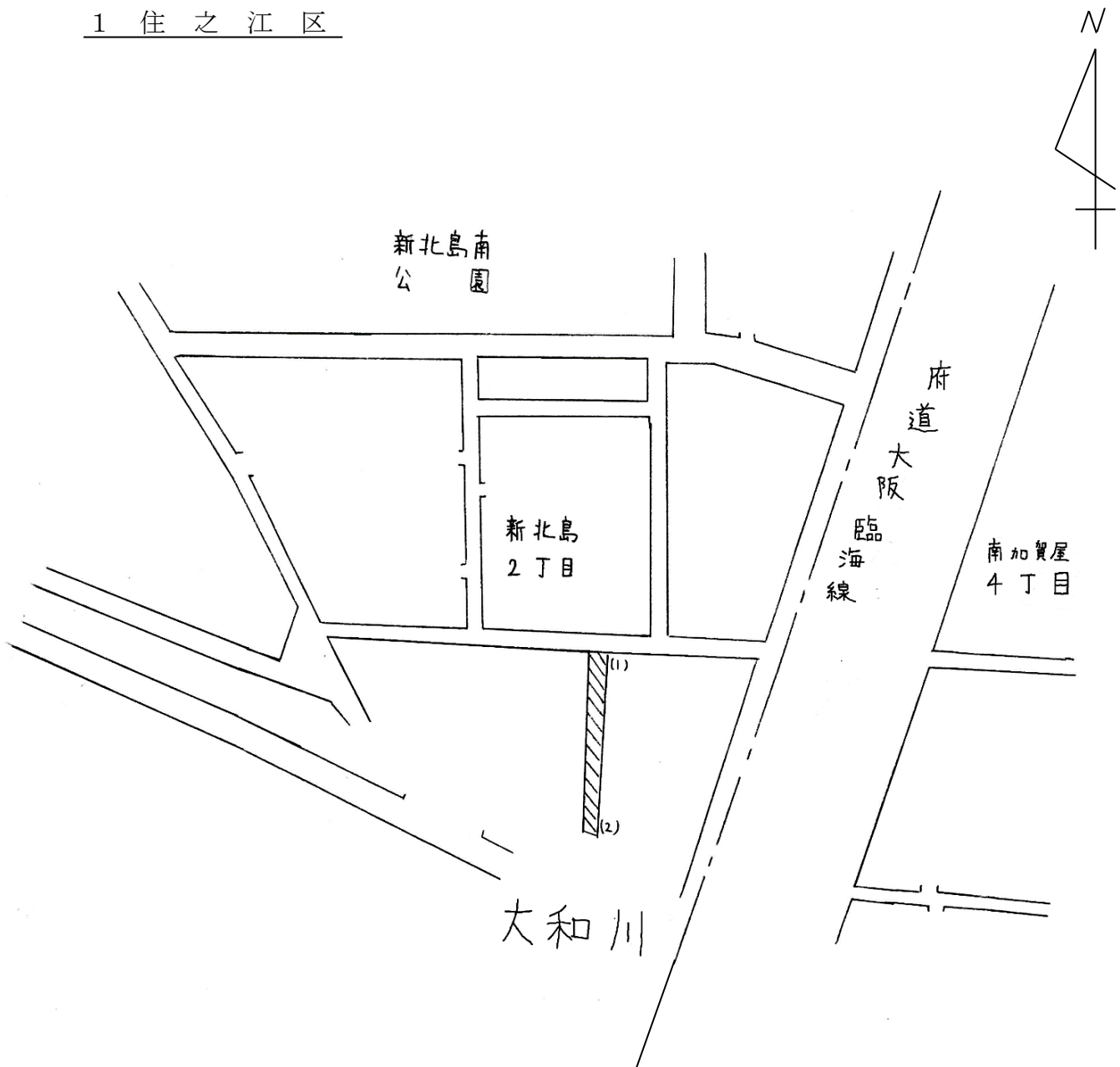


今回認定する路線



町 丁 界

1 住 之 江 区

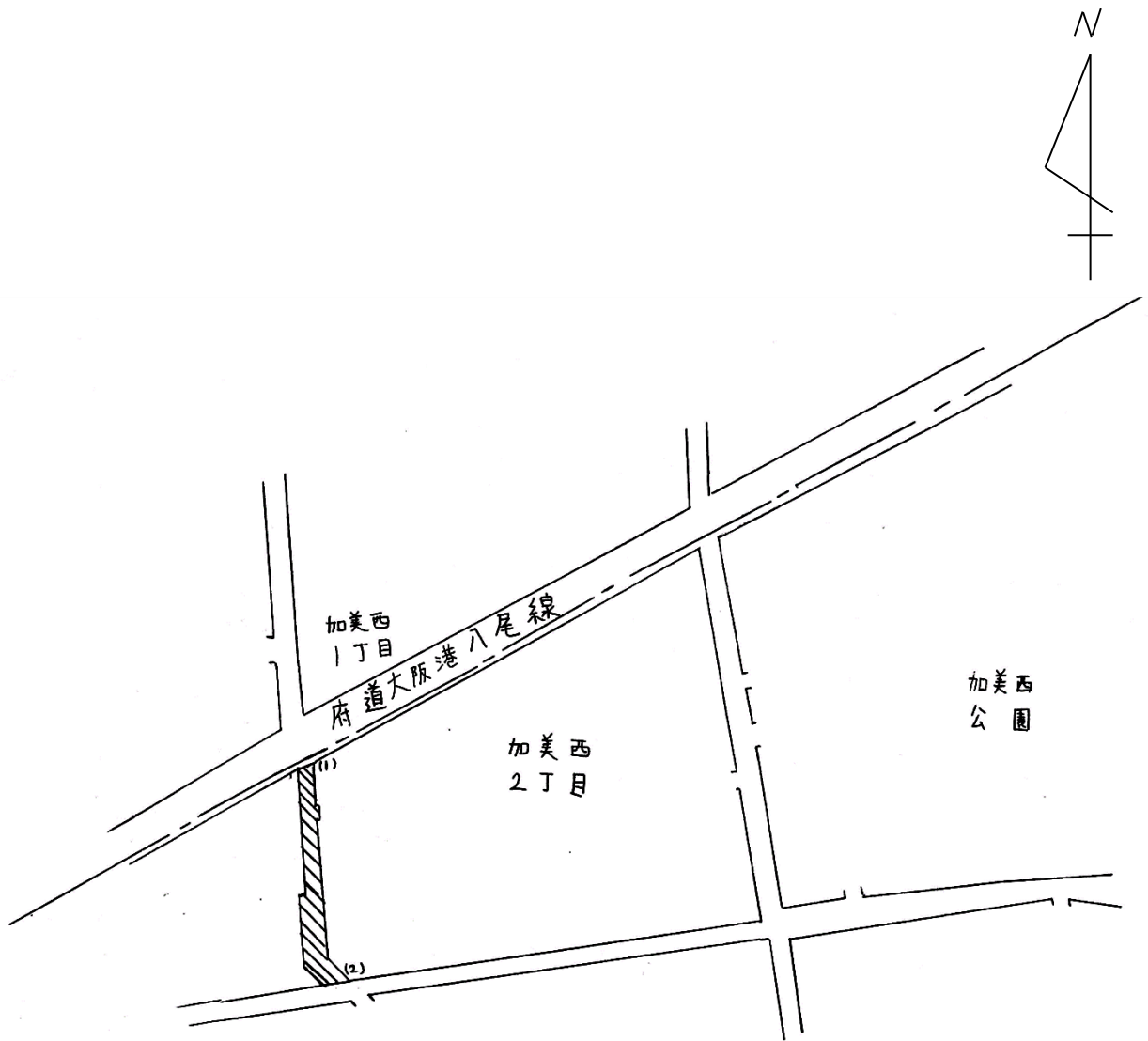


説 明

住之江区第2022-01号線

(1) (2)間

2 平野区



説 明

平野区第2022-01号線

(1) (2)間